

電子商取引及び情報財取引等に関する準則について

1. 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示することにより、電子商取引、情報財取引等をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用している他、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引、情報財取引等をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

2. 策定・改訂経緯

- ◆平成14年3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
 - ◆平成14年7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達に関する記述の追加等2項目
 - ◆平成15年6月 : インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
 - ◆平成16年6月 : 仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
 - ◆平成18年2月 : 民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
 - ◆平成19年3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（改名）
越境取引に関する論点の追加等15項目
 - ◆平成20年8月 : SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
 - ◆平成22年10月 : 越境取引に関する論点の修正、特定商取引法、著作権法等の改正に伴う論点の修正等23項目
- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ◆平成23年2月 | : 第15回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会 |
| ◆ 3月 | : 第16回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会 |
| ◆ 3月～4月 | : パブリックコメント募集 |
| ◆平成23年6月 | : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂 |

今般の準則の改訂内容

(1) ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正

◆改訂前準則の「ウェブサイトの利用規約の有効性」の項目は、「インターネット取引はまだ新しい取引形態であり、現時点でウェブサイトに掲載されたサイト利用規約に従って取引を行う商慣行が成立しているとは断定できない」との前提で記述されていたが、ウェブサイトに掲載されたサイト利用規約に従って取引を行うことは、近年より一般的になってきていることから、そのような利用規約が契約の一部として有効となるための要件について改めて検討して記述した。特に、現在の取引の実態を踏まえ、必ずしも利用規約への同意クリックの仕組みが無くても、利用規約の内容が契約に組み入れられる場合があることを明示的に記述することとした。

また、項目名を「ウェブサイトの利用規約の有効性」から「ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性」に修正し、利用規約の契約への組入れの問題と規約の条項の有効性の問題との区別を明確にした。

(準則 i.23 頁)

…ところで、インターネットを利用した電子商取引は今日では広く普及しており、ウェブサイトにサイト利用規約を掲載し、これに基づき取引の申込みを行わせる取引の仕組みは、少なくともインターネット利用者の間では相当程度認識が広まっていると考えられる。従って、取引の申込みにあたりサイト利用規約への同意クリックが要求されている場合は勿論、例えば取引の申込み画面(例えば、購入ボタンが表示される画面)にわかりやすくサイト利用規約へのリンクを設置するなど、当該取引がサイト利用規約に従い行われることを明示し且つサイト利用規約を容易にアクセスできるように開示している場合には、必ずしもサイト利用規約への同意クリックを要求する仕組みまでもなくとも、購入ボタンのクリック等により取引の申込みが行われることをもって、サイト利用規約の条件に従って取引を行う意思を認めることができる。

(2) 未成年者による意思表示に関する論点の修正

◆改訂前準則の「未成年者による意思表示」の項目では、未成年者が民法第4条に基づく取消権を失う場合としての「詐術」について専ら取り上げていたが、昨今、子どもがオンラインゲーム等で遊ぶため親の携帯電話を利用して多額の利用料を請求されるトラブルなどが発生していることから、そのような場合も念頭に置き、「詐術」の問題に加えて法定代理人の同意についての解釈や取消し後の法律関係等についても事例に即した分析を行って記述することにより、未成年者との取引を行っている事業者の契約申込みの取消しによるリスクを明らかにした。

(準則 i.52 頁)

未成年者から、未成年者であることを理由とした契約申込みの取消しの主張がなされたとしても、未成年者が申込にあたり法定代理人の同意を得ている場合には、取消しの主張は認められない。

ところで、オンライン上で行われる電子契約のプロセスでは、申込者が未成年者であることの確

認、また法定代理人の同意確認のいずれについても、対面取引・書面取引と比較して容易ではない。したがって、事業者としては、取引の性質上未成年者による申込みが相当程度予想される場合や、取引の対象や額等から取消しによるリスクが高いと考えられる場合などにおいては、そのリスクと未成年者取消しを防止するシステムの構築に要するコスト負担のバランスや、取消しを巡る事後的な紛争を回避することを考慮して、契約の申込の受付時に、申込者の年齢及び申込者が未成年者である場合の法定代理人の同意を確認するシステムを構築しておくことを検討することが必要であろう。

(準則 i.58 頁)

未成年者は、商品の引き渡しを受けているのであればこれを返還する義務を負うが、未成年者の返還義務の範囲は現存利益の範囲にとどまる(民法第121条)。未成年者が受けたサービスが情報財の提供であった場合には、本準則Ⅲ-3-1「契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容」の考え方に従い、不当利得返還義務として、未成年者は情報財をその後は使用することができず、これを担保するために、有料サービス提供事業者は、未成年者に対して情報財の消去を求めると考えるのが合理的である。

ただし、たとえば未成年者がはじめから取消しを念頭に契約を申し込んだうえ、商品を受領・利用した後に取消しをし、その結果事業者に商品価値の下落等による損害が生じたような場合には、未成年者に不法行為(民法第709条)に基づく損害賠償責任が生じる可能性がある。…

(3) 電子商取引の返品に関する論点の追加・修正

◆平成20年の特定商取引法改正によって、通信販売の法定返品権が新設されたことから、「インターネット通販における返品」の項目を新たに追加し、どのような場合に当該法定返品権が認められるか等について整理して説明した。

(準則 i.61 頁)

法定返品権が認められるためには、次の要件を満たしている必要がある。

- ① 商品又は指定権利の販売条件について広告をした販売業者との売買契約の申込み又は締結であること
- ② その売買契約にかかる商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して8日を経過するまでの間であること
- ③ 申込みの撤回又は契約解除の意思表示をすること

(準則 i.61 頁)

法定返品権は、広告等に返品の特約の表示が消費者に容易に認識できるようになされている場合には認められない(特定商取引法第15条の2)。

ただし、返品の特約の表示は、広告への表示を要し(特定商取引法第11条第1項第4号、特定商取引法施行規則第9条第3号)、さらに電子消費者契約(電子契約法第2条第1項)では、これに加えていわゆる最終申込み画面においても特約の表示を要するものとされているため(特定商

取引法施行規則第16条の2)、この両者の表示がなければ法定返品権が認められることとなる(特定商取引法第15条の2第1項ただし書き)。…

- ◆『『ノークレーム・ノーリターン』特約の効力』の項目においても、インターネット・オークション等の個人間取引の場合で特定商取引法の法定返品権が認められる場合がある旨を記述した。

(4) CGMサービス提供事業者の責任に関する論点の修正

- ◆近年、消費者がコンテンツを生成していくCGM(Consumer Generated Media)サービスが多様化していることから、改訂前準則の「ホスティングを伴う電子商取引事業者の違法情報媒介責任」の項目を「CGMサービス提供事業者の違法情報媒介責任」に修正し、このようなサービスを提供する事業者の違法情報媒介責任を広く取り上げることとし、事例の追加等を行った。

(5) インターネット上の著作物の利用、掲示に関する論点の修正

- ◆平成21年の著作権法改正によって、インターネットを活用した著作物利用に関する権利制限規定が新設されたことから、「インターネット上の著作物の利用」の項目(「インターネットサイトの情報の利用」から項目名を変更)及び「サムネイル画像と著作権」の項目において、当該権利制限規定についての記述を追加した。

(6) 国境を越えた商標権行使に関する論点の追加・修正

- ◆近年、国境を越えた電子商取引が普及してきていることから、「国境を越えた商標権行使」の項目を新たに追加し、外国のウェブサイトの表示について日本の登録商標に基づき商標権侵害を主張するにあたって、どのような場合に日本の裁判所での国際裁判管轄が認められるか、いずれの国の法が適用されるか、及びどのような場合に侵害が認められるかについて、それぞれ分析して記述することにより、日本からの国境を越えた商標権行使の可能性を明らかにした。

(準則 iv.27 頁)

…、商標権侵害に基づく請求については、不法行為に関する訴え(民事訴訟法第5条第9号)に含まれると解されているところ、不法行為地には損害発生地を含むから、ウェブサイトでの商標使用行為が日本国内での使用といえるのであれば、我が国の国際裁判管轄が肯定されると考えられる。

(準則 iv.28 頁)

…、商標権侵害に基づく差止請求については、通則法等には直接の規定がない。しかし、カードリーダー事件最高裁判決(最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁)などの特許権侵害に関する裁判例を商標権侵害にも当てはめるとすれば、当該商標権と最も密接な関係がある国である当該商標権が登録された日本の法律が準拠法となると考えられる。

(準則 iv.28 頁)

…、日本商標権の侵害が成立するためには、日本国内での当該商標の使用等があったということが必要となる。

では、設例のように日本国内から外国に存在するサーバにアクセスして表示されるウェブサイト上の表示において、日本商標権を侵害するかの情報が表示された場合、どのようなときに日本国内で商標の使用等があったといえるのか。この点、商標法は日本国内の需要者を対象とする商標使用者の業務上の信用の維持を図っていると考えられることからすれば、当該ウェブサイト上での商品の譲渡等又は役務の提供が、日本国内の需要者を対象としていると認められる場合であることが必要であろう。

(7) 法改正、新たな裁判例への対応、その他軽微な修正

- ◆「商品取引所法」を「商品先物取引法」に修正した。
- ◆「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」、「特許法等の一部を改正する法律」及び「不正競争防止法の一部を改正する法律」の成立に伴う記述（脚注のみ）を追加した。
- ◆「肖像の写り込み」の論点において、新たな裁判例を追加した。
- ◆「著作物の写り込み」の論点において、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）における権利制限の一般規定に関する内容の紹介（脚注のみ）を追加した。
- ◆裁判例の出典の記載、法律の略称の記載等を統一化した。
- ◆新たに、「Ⅱ．インターネット上の情報の掲示・利用等に関する論点」、「Ⅳ．越境取引等に関する論点」という章を設置し、項目の分類、並び順（目次）を修正した。また、項目毎に最終改訂日を記載した。
- ◆その他、軽微な修正を行った。